

座間市在宅医療推進協議会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅医療と介護を一体的に提供する仕組み作りについて協議し、高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に寄与するため、座間市在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議する事項)

第2条 協議会で意見交換、情報共有する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の医療・介護の資源の把握
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発等
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(委員)

第3条 市長は、次に掲げる者に協議会の参加を依頼するものとする。

- (1) 社会福祉又は高齢者福祉の業務に従事する者
- (2) 医療又は保健の業務に従事する者
- (3) 介護保険サービス事業者の代表者
- (4) 座間市医師会の代表者
- (5) 関係行政機関の職員（市職員を含む。）
- (6) その他市長が特に必要と認める者

2 市長は、前項の規定により依頼した者が参加の承諾をした場合は、当該参加者（以下「委員」という。）を委嘱する。

(会議)

第4条 協議会は、市が開催する。

(議長)

第5条 協議会の議長は、委員の互選により定める。

(会議の非公開)

第6条 協議会は、非公開とする。

2 協議会の記録は、非公開とする。

(謝金)

第7条 市長は、次に掲げる場合は、委員に謝金を支払うことができる。

(1) 委員が協議会に出席したとき。

(2) 協議会の開催にかかわらず委員から第2条の規定により求めた意見があったと市長が認めるとき。

2 前項の規定により支払う謝金は、8,400円とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、介護保険主管課において処理する。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。